

横浜市記者発表資料

平成 25 年 9 月 5 日
横浜市保健所食品衛生課

違反食品の発見について

～規制値を超える麻痺性貝毒が検出された「活帆立」^{いきほたて}について～

横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所が、平成 25 年 9 月 4 日に抜き取り検査した宮城県産「活帆立」から、本日、麻痺性貝毒が 5.30 マウスユニット/g（規制値：4 マウスユニット/g）検出されました。

調査の結果、すでに販売されていることが判明しましたので、食品衛生法第 6 条第 2 号違反として、販売者に当該食品の回収を命じました。

1	品名	活帆立
2	包装形態等	発泡スチロール箱入り
3	採捕海域	宮城県気仙沼湾
4	採捕年月日	13.09.03
5	製造年月日	13.09.03
6	出荷者	所在地：宮城県気仙沼市本吉町登米沢 162 - 1 名称：株式会社港産業
7	販売者	所在地：横浜市神奈川区山内町 1 - 1 名称：横浜丸魚株式会社 業種：魚介類せり売営業
8	入荷日	9月4日
9	検査結果	5.30 マウスユニット/g（規制値：4 マウスユニット/g）
10	違反内容	食品衛生法第 6 条第 2 号
11	入荷量	94 枚（12 枚入×2 箱、15 枚入×2 箱、20 枚入×2 箱）
12	販売量	79 枚 全量販売済（15 枚入 1 箱は検査に使用）
13	販売先	市内 2 か所、市外 1 か所について確認中
14	措置	・販売者に対し回収を命じました。 ・出荷者を所管する宮城県へ調査依頼しました。
15	その他	現在、当該食品による健康被害の届出はありません。

参考

・麻痺性貝毒について

二枚貝等が、麻痺性貝毒をもつ藻類を餌にしたことで毒化します。

・麻痺性貝毒による中毒について

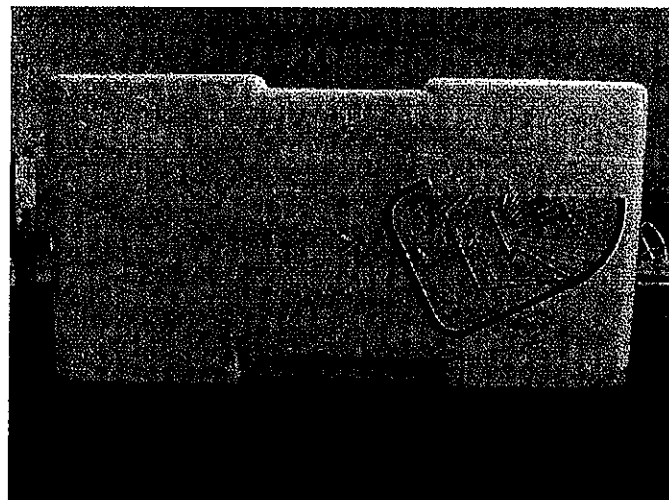
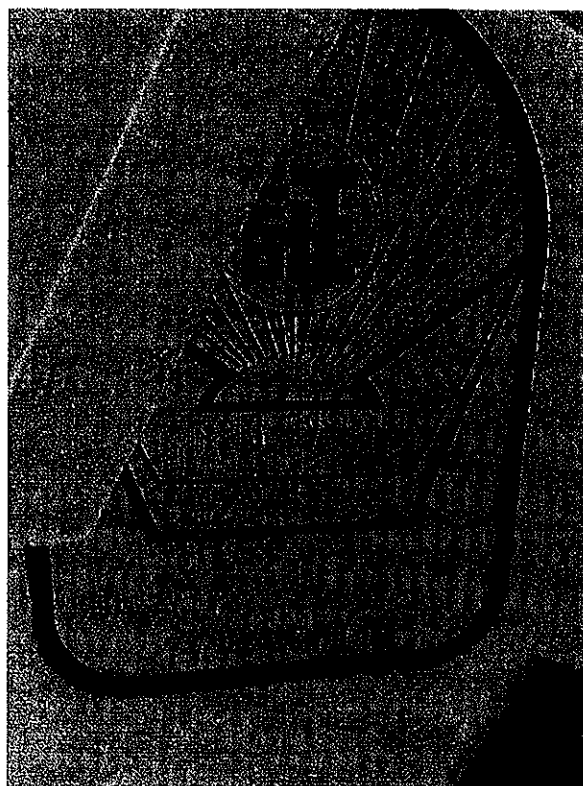
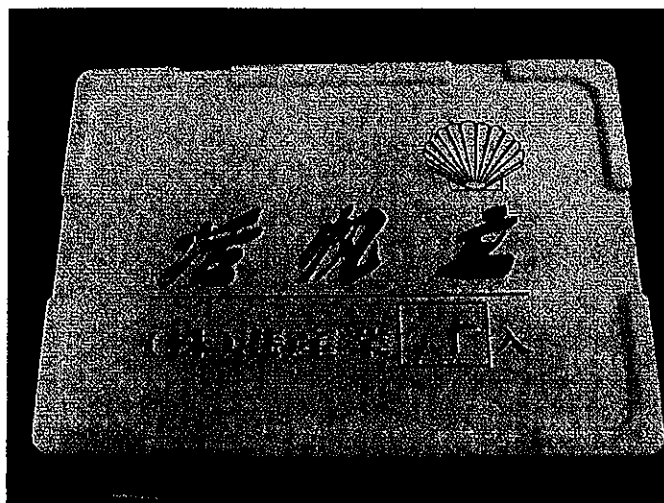
主な症状は、食後 5～30 分でしびれが口唇周辺から始まり、四肢末端に広がります。重症の場合には呼吸麻痺により死亡することがあります。

なお、致死量は 3,000～5,000 マウスユニットと言われていています。

・1 マウスユニットとは

体重 20g のマウスが 15 分で死亡する毒量。

【当該食品画像】



お問い合わせ先

横浜市保健所食品衛生課長 泉 俊明 Tel 045-671-2435、2459